

奈良県立医科大学授業料減免取扱要綱

この要綱は、医学・医療の分野において社会に貢献できる人材を育成するという本学の理念に則り、経済的な理由により授業料の納付が困難で、かつ、学業優秀な学生の修学の継続を支援し、もって、将来、本学と地域の医療、保健・福祉に大きく貢献することを期待し制定する。

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人奈良県立医科大学料金等規程第4条の規定に基づき、奈良県立医科大学の授業料の減免の取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

(授業料の減免対象者)

第2条 授業料の減免を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、学業優秀と認められる者とする。

- (1) その者の授業料を主として負担する者(以下「学資負担者」という。)が、生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活扶助を受けている者
- (2) 前号に該当する者以外の者で、学資負担者が市町村民税所得割非課税である者
- (3) その他特に減免の必要があると理事長が認める者

(減免の対象としない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、減免の対象としない。

- (1) 合理的な理由なく独立行政法人日本学生支援機構の奨学金の受給又は申請をしていない者
- (2) 標準修業年限を超えて在籍(休学中の期間は在籍年数から除く。)している者
- (3) 大学等における修学の支援に関する法律の減免制度の対象となる者
- (4) 令和2年4月以降に入学した学部生

(授業料減免の期間)

第4条 減免の期間は、当該年度とする。ただし、年度の途中で第2条の要件に該当することとなった者の減免の期間は、当該減免を決定した日の属する期の次の期の授業料から年度末までの期間とする。

(授業料の減免額)

第5条 第2条の規定により減免する額は、授業料の全額又は半額とする。

(授業料の減免の申請手続)

第6条 減免を受けようとする者は、授業料減免申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、理事長が定める日までに提出しなければならない。ただし、年度の途中で第2条の要件に該当することとなった者は、随時申請書を提出することができる。

- (1) 第2条第1号に該当する者にあつては、学資負担者が生活保護法の適用を受けていることの市区町村長又は福祉事務所長の証明書
- (2) 第2条第2号に該当する者にあつては、市区町村長が発行する学資負担者の所得証明書、市町村民税額証明書又は非課税証明書
- (3) 第2条第3号に該当する者にあつては、理事長が別途定める書類
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(減免申請に係る徴収猶予)

第7条 減免の申請をした者に係る授業料の徴収は、第8条の規定による決定があるまでの間は猶予するものとする。

(授業料の減免の決定及び通知)

第8条 理事長は、第6条の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査を行い、減免の可否を決定するものとする。

2 理事長は、前項の決定をしたときは、申請者に対して授業料減免決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(減免の事務処理基準)

第9条 減免の審査は、理事長が別に定める事務処理基準をもとに、申請者の生活実態その他の状況を総合的に勘案し、行うものとする。

(減免が認められなかった者に係る授業料の納付)

第10条 減免が認められなかった者は、理事長が定める日までに納付すべき授業料を納付しなければならない。

(授業料減免の辞退)

第11条 減免を受けている者が、減免の期間内においてその事由が消滅したときは、速やかに授業料減免辞退届(第3号様式)を理事長に提出しなければならない。この場合において、減免事由が消滅した月の翌月分から授業料を徴収するものとする。

(授業料減免の取消)

第12条 理事長は、減免を受けている者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該授業料の減免の決定を取り消すとともに、減免された授業料を納付させるものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により減免を受けたとき。

(2) 大学学則又は大学院学則の規定により懲戒の処分を受けたとき。

(3) 減免期間中に、前条の規定に該当することとなったにもかかわらず、辞退届の提出を怠ったとき。

2 理事長は、前項の規定により授業料の減免を取り消したときは、授業料減免取消通知書(第4号様式)により本人に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。